



中央社会保険医療協議会 会長 土田 武史 殿

厚生労働大臣 川 崎 二 郎

## 諮 問 書

(入院時生活療養費の額の算定に関する基準、評価療養及び選定療養の指定等について)

健康保険法(大正11年法律第70号)第82条第1項、第85条第3項、第85条の2第3項及び第86条第3項並びに老人保健法(昭和57年法律第80号)第30条第1項、第31条の2第8項、第31条の2の2第5項及び第31条の3第4項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)を別紙1から5までのとおり改正し、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を別紙6のとおり、「保険外併用療養費に係る療養の費用の額の算定方法」を別紙7のとおり定めることについて、貴会の意見を求めます。

# 別紙1

# 保険医療機関及び保険医療養担当規則(改正案)

改 正

(療養の給付の担当の範囲)

第一条 保険医療機関(特定承認保険医療機関を含む。第五条及 | 第一条 保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び び第五条の四第一項を除き、以下同じ。)が担当する療養の給 付並びに被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の 被扶養者の療養(以下単に「療養の給付」という。)の範囲は、 次のとおりとする。

 $-\sim$ 五 (略)

(掲示)

第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい|第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい 場所に、第五条の三第四項及び第五条の四第二項に規定する事 項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければな らない。

## (一部負担金等の受領)

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者につ 第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者につ いては法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に 規定する標準負担額(同条第二項の規定により算定した費用の 額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下 単に「標準負担額」という。)及び法第八十六条の規定による 療養(食事の提供たる療養(法第六十三条第一項第五号に掲げ る療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)

(療養の給付の担当の範囲)

被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の療養(以下 単に「療養の給付」という。)の範囲は、次のとおりとする。

(略)  $-\sim \pi$ 

(掲示)

場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条 の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める 事項を掲示しなければならない。

#### (一部負担金等の受領)

いては法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に 規定する食事療養標準負担額(同条第二項の規定により算定し た費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とす る。以下単に「食事療養標準負担額」という。)又は法第八十 五条の二に規定する生活療養標準負担額(同条第二項の規定と より算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないとき

を除く。)についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(食事療養を行つた場合においては標準負担額を加えた額とする。)の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の 範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定 により算定した費用の額を超える金額の支払を、<u>法第六十三条</u> 第二項に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範 囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定に より算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができ る。

第五条の二 特定承認保険医療機関は、被保険者又は被保険者で

は、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。)及び法第八十六条の規定による療養(法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)及び同項第二号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)を除く。)についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(食事療養を行つた場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。)の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の 範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定 により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関 し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二 第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超 える金額の支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価 療養(以下「評価療養」という。)又は同項第四号に規定する 選定療養(以下「選定療養」という。)に関し、当該療養に要 する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第 三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受け ることができる。

(削除)

あつた者については法第八十六条 の規定による療養(食事療 養を除く。)についての費用の額に法第七十四条第一項各号に 掲げる場合の区分に応じ、同項 各号に定める割合を乗じて得 た額(食事療養を行つた場合においては標準負担額を加えた額 とする。)の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項。 第八十五条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算 定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による 家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支 払を受けるものとする。

2 特定承認保険医療機関は、食事療養及び当該特定承認保険医 療機関において高度先進医療として厚生労働大臣の承認を受け た療養その他厚生労働大臣の定める療養に関し、当該療養に要 する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第 三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受け ることができる。

#### (領収証の交付)

費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費 用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければなら ない。

#### (食事療養)

第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を 第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を 行うに当たつては、病状に応じて適切に行わなければならない とともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければなら ない。

### (領収証の交付)

第五条の二の二 保険医療機関は、前二条の規定により患者から | 第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の 支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごと に区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

#### (食事療養)

行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提 供する食事の内容の向上に努めなければならない。

- 場合を除き、標準負担額の支払を受けることにより食事を提供 するものとする。
- 支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい 内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、 - 患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を | 得なければならない。
- 4 (略)

- 2 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する 2 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する 場合を除き、食事療養標準負担額の支払を受けることにより食 事を提供するものとする。
- 3 保険医療機関は、第五条第二項又は前条第二項の規定による 3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて食 事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとす るほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しそ の内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければな らない。
  - 4 (略)

### (生活療養)

- 第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対して生活療 養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、そ の提供する食事の内容の向上及び温度、照明及び給水に関する 適切な療養環境の形成に努めなければならない。
- 2 保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する 場合を除き、生活療養標準負担額の支払を受けることにより食 事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形 成するものとする。
- 3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生 活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとす るほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しそ の内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければな らない。
- 4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場 所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなけれ ばならない。

# (特定療養費に係る療養の基準等)

第五条の四 保険医療機関は、法第六十三条第二項に規定する選 第五条の四 保険医療機関は、評価療養又は選定療養に関して第 定療養に関して第五条第二項の規定による支払を受けようとす る場合において、特定承認保険医療機関は第五条の二第二項に 規定する高度先進医療である療養その他厚生労働大臣の定める 療養に関して同項の規定による支払を受けようとする場合にお いて、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚 生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらか じめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その 同意を得なければならない。

#### (略)

# (特殊療法等の禁止)

第十八条 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、|第十八条 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、 厚生労働大臣の定めるもののほか行つてはならない。ただし、 特定承認保険医療機関において行う第五条の二第二項に規定す る高度先進医療である療養については、この限りでない。

### (使用医薬品及び歯科材料)

- 第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を | 第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を 患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法(昭 和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する治験 (以下「治験」という。) に係る診療において、当該治験の対 象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場 合においては、この限りでない。
- 2 歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以 2

## (保険外併用療養費に係る療養の基準等)

五条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、 当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働 大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、 患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を 得なければならない。

#### (略)

### (特殊療法等の禁止)

厚生労働大臣の定めるもののほか行つてはならない。

### (使用医薬品及び歯科材料)

- 患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法(昭 和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する治験 (以下「治験」という。) に係る診療において、当該治験の対 象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場 合においては、この限りでない。
- 歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以

外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはなら ない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とさ れる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場 合においては、この限りでない。

3 保険医が特定承認保険医療機関において行う第五条の二第二 項に規定する高度先進医療である療養については、前二項の規 定は適用しない。

(診療の具体的方針)

規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一~十 (略)

八 次に掲げる治療の治療方針、治療基準及び治療方法は、厚 生労働大臣の定めるところによるほか、前各号に定めるところ による。

- イ 性病の治療
- ロ 結核の治療
- ハ 高血圧症の治療
- ニ 慢性胃炎、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍の治療
- ホ 精神科の治療
- へ 抗生物質製剤による治療
- ト 副腎皮質ホルモン、副腎皮質刺戟ホルモン及び性腺刺戟 ホルモンによる治療

(歯科診療の具体的方針)

二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるとこ 二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるとこ

外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはなら ない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とさ れる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場 合においては、この限りでない。

(削除)

(診療の具体的方針)

|第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の|第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の 規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一~七 (略)

(削除)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十十第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十

ろによるものとする。

- 一~九 (略)
- 十 次に掲げる治療の治療方針、治療基準及び治療方法は、厚 生労働大臣の定めるところによるほか、前各号に定めるとこ ろによる。
  - <u>イ</u> 歯槽膿漏症の治療
  - <u>ロ</u> 抗生物質製剤による治療

ろによるものとする。 一~九 (略) (削除)

# 別紙2

# 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(改正案)

行 改 正

(患者負担金の受領)

- |第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者について|第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者について は法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の 規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号 に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得 た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八 十五条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の 例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族 療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を 受けるものとする。
- 2 保険薬局は、法第六十三条第二項に規定する選定療養に関し、 当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項 又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金 額の支払を受けることができる。

(患者負担金の受領)

- は法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の 規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号 に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得 た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第 八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された 費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給さ れる額(法第百十条第二項第一号に規定する額に限る。)に相 当する額を控除した額の支払を受けるものとする。
- 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養 又は同項第四号に規定する選定療養に関し、当該療養に要する 費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は第百十条第三 項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受ける ことができる。

# 別紙3

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に 関する基準(改正案)

案 正

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療 | 老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生 養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

(医療及び特定療養費に係る療養の取扱いの範囲)

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」と いう。)第二十五条第三項の保険医療機関等である病院若しく は診療所又は法第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承 認保険医療機関(以下「保険医療機関等」という。)が取り扱う 老人保健法による医療及び特定療養費に係る療養(以下「医療 及び特定療養費に係る療養」という。)の範囲は、次のとおり とする。

 $-\sim \mp$ (略)

(医療及び特定療養費に係る療養の取扱方針)

- る療養を取り扱わなければならない。
- 2 保険医療機関等が取り扱う医療及び特定療養費に係る療養 は、老人の心身の特性を踏まえて、患者(法の規定による医療 を受けることができる者である患者をいう。以下同じ。)の療 養上妥当適切に行われなければならない。この場合において、

|活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関 する基準

(医療及び保険外併用療養費に係る療養の取扱いの範囲)

|第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」と いう。)第二十五条第三項の保険医療機関等である病院又は診 療所(以下「保険医療機関等」という。)が取り扱う老人保健法 による医療及び保険外併用療養費に係る療養(以下「医療及び 保険外併用療養費に係る療養」という。)の範囲は、次のとお りとする。

(略) 一~五

(医療及び保険外併用療養費に係る療養の取扱方針)

- 第二条 保険医療機関等は、懇切丁寧に医療及び特定療養費に係 第二条 保険医療機関等は、懇切丁寧に医療及び保険外併用療養 費に係る療養を取り扱わなければならない。
  - 2 保険医療機関等が取り扱う医療及び保険外併用療養費に係る 療養は、老人の心身の特性を踏まえて、患者(法の規定による 医療を受けることができる者である患者をいう。以下同じ。) の療養上妥当適切に行われなければならない。この場合におい